

令和5年第4回佐伯市議会定例会 予算外議案の概要

議 案

議案第109号

佐伯市火災予防条例の一部改正について

(議案書4ページ)

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（以下「基準省令」という。）」の一部改正等に伴い、蓄電池設備に係る基準の見直しを行うほか、固体燃料を用いた火気設備の離隔距離の見直し等を行おうとするものである。

<主な改正の内容>

(1) 蓄電池設備に係る基準の見直し

蓄電池設備は、使用時に火災の危険性があるため、基準省令に従い制定される条例により規制されている。

しかしながら、基準省令に定められている基準は、主に開放型鉛蓄電池設備を想定されたものであるため、リチウムイオン蓄電池設備などの新たな蓄電池設備や、蓄電池設備の更なる大容量化などへの対応が十分でない面がある。

こうした背景を踏まえ、今般、基準省令が改正されたことなどに伴い、本条例を次のとおり改める。

ア 規制する蓄電池設備の見直し

現行では、規制の対象となる蓄電池設備の基準値の単位に「Ah・セル」を用いているが、潜在的な火災のリスクは、蓄電池容量（kWh）に依存すると一般的に考えられることから、当該単位に蓄電池容量（kWh）を用いることとし、規制の対象から除く蓄電池設備を次のとおり改める（第13条第1項改正関係）。

改正前	改正後
4,800 Ah・セル未満	10 kWh 以下 10 kWh を超え 20 kWh 以下で出火防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるもの

イ 耐酸性の床上等に設けなければならない蓄電池設備の見直し

現行では、蓄電池設備を耐酸性の床上等に設けなければならないと定めているが、これは主として希硫酸を含んだ鉛蓄電池設備を対象として規定していることから、開放型鉛蓄電池を用いたもの以外については、耐酸性の床上等に設けなくてもよいこととする（第13条第1項改正関係）。

ウ 雨水等の浸入防止措置の見直し

現行では、屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止措置を講じたキューピクル式のものとしなければならないと定めているが、これは漏電防止対策を目的とした規定であることから、雨水等の浸入防止措置の講じられた

筐体に収められたものとすればよいこととする（第13条第3項及び第4項並びに第11条の2第1項第4号改正関係）。

エ 建築物からの離隔距離の見直し

現行では、蓄電池設備は、原則として建築物から3メートル以上の離隔距離を設ける必要があるが、一定の要件を満たせば離隔距離は不要とされており、これは延焼防止対策を目的とした規定であることから、当該不要とする要件に新たに、延焼防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものを追加する（第13条第3項改正関係）。

オ 換気、点検及び整備に支障のない距離の見直し

現行では、屋内に設けるキュービクル式の蓄電池設備は、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つ必要があると定めているが、これは基本的な安全対策を目的とした規定であることから、キュービクル式に限定しないこととする（第11条第1項第3号の2改正関係）。

カ 設置の届出の見直し

現行では、蓄電池設備を設置する場合は、消防長への届出が必要であるが、上記アの見直しに伴い、20kWh以下の比較的小規模な蓄電池設備は、届出を不要とする（第44条第13号改正関係）。

(2) 固体燃料を用いた火気設備の離隔距離の見直し

飲食店等で使われている固体燃料を使用する厨房設備（いわゆる業務用炭火焼き器）は、設置に当たって、周囲に2～3メートルの離隔距離を確保する必要があり、設置場所が限定されるという課題があった。

今般、この業務用炭火焼き器の設置に係る離隔距離の見直しがなされ、基準省令が改正されることに伴い、本条例を次のとおり改める（別表第3改正関係）。

【改正前】

種類	離隔距離(cm)			
	上方	側方	前方	後方
厨房設備（气体燃料以外）であって、使用温度が800°C以上	250	200	300	200

【改正後】

種類	離隔距離(cm)			
	上方	側方	前方	後方
厨房設備 固体燃料	100	50	50	50
不燃以外 不燃	80	30	—	30
木炭を燃料とするもの				
炭火焼き器				

注 「不燃以外」とは、対象設備から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。

「不燃」とは、対象設備から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

(3) 施行期日

令和6年1月1日

(担当課：予防課)

議案第 110 号

工事請負契約の締結について（令和 5 年度入津湾漁場環境改善事業入津湾作れい・覆砂工事）

（議案書 7 ページ）

令和 5 年度入津湾漁場環境改善事業入津湾作れい・覆砂工事に係る工事請負契約を締結することについて、「佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 2 条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

- (1) 入札方式 要件設定型一般競争入札（事後審査型）
(2) 工期 156 日間
(3) 予定価格 215,835,400 円（税抜き 196,214,000 円）
(4) 最低制限価格 198,568,568 円（税抜き 180,516,880 円）
(5) 入札業者及び入札金額（消費税及び地方消費税を含まない金額）

入札業者	入札金額	備考
丸和・南九特定建設工事共同企業体	180,516,880 円	抽選・審査により落札
東豊・盛田特定建設工事共同企業体	180,516,880 円	
小野明・佐々木特定建設工事共同企業体	180,516,880 円	
庄司・谷川特定建設工事共同企業体	180,516,880 円	
小田・建工特定建設工事共同企業体	180,516,880 円	

- (6) 契約の相手方及び契約金額（消費税及び地方消費税を含む金額）

佐伯市 9029 番地 1
丸和・南九特定建設工事共同企業体
代表構成員 株式会社丸和土木
代表取締役 渡辺 隆次 198,568,568 円
(落札率 : 92%)

【その他参考事項】

- (1) 工事の場所
佐伯市蒲江大字西野浦地先ほか
(2) 主な工事の概要
入津湾漁場 作れい工 L=523m V=71,611 m³
覆砂工 L=150m V=71,611 m³
(3) 工事費の財源内訳

（単位：円）

工事費	財源内訳				
	国庫補助金	県補助金	その他 特定財源	公共事業等 債	一般財源
198,568,568	99,284,000	79,427,000	992,000	10,100,000	8,765,568

（担当課：水産課）

議案第 111 号

令和 4 年度佐伯市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(議案書 10 ページ)

令和 4 年度佐伯市水道事業会計未処分利益剰余金を処分することについて、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるとするものである。

令和 4 年度佐伯市水道事業会計未処分利益剰余金 206,478,914 円のうち、20,000,000 円を自己資本金に組み入れ、及び 60,000,000 円を減債積立金に、60,000,000 円を建設改良積立金に積み立て、その残余となる 66,478,914 円を翌年度繰越利益剰余金とする。

項目	金額
① 未処分利益剰余金	206,478,914 円
② 自己資本金への組入れ	20,000,000 円
③ 減債積立金への積立て	60,000,000 円
④ 建設改良積立金への積立て	60,000,000 円
⑤ 翌年度繰越利益剰余金 (⑤=①-②- (③+④))	66,478,914 円

(担当課：営業課)

議案第 112 号

佐伯市税条例の一部改正について

(議案書 11 ページ)

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の制定及び地方税法等の一部改正に伴い、森林環境税の導入に伴う規定の整備をするほか、給与所得者の扶養親族等申告書の簡素化並びに軽自動車税の環境性能割及び種別割の賦課徴収の特例に係る規定の整備をしようとするものである。

<主な改正の内容>

個人市民税関係

(1) 森林環境税の導入に伴う改正

パリ協定の枠組みの下、日本における温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が制定された。

この森林環境税は、令和 6 年度から課税されるが（令和 6 年 1 月 1 日施行）、国内に住所を有する個人を納税義務者として課する国税で、税率は年額 1,000 円となり、その賦課徴収は、市町村が個人住民税と併せて行い、都道府県を経由して税収の全額が交付税及び譲与税配付金特別会計に直接払い込まれ、その収入額の全額が森林環境譲与税として、市町村及び都道府県に譲与されることとなる（令和元年度から先行譲与済み）。

この森林環境税の導入に伴い、次のとおり規定の整備を行おうとするものである。

ア 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

配当割額又は株式等譲渡所得割額に係る控除額で所得割額から控除することができなかつた金額があるときは、個人の市県民税に加えて、新たに森林環境税の納付等にも充てることができるとする（第 34 条の 9 第 2 項改正

関係)。

イ 森林環境税の賦課徴収

森林環境税を個人の市民税の均等割と併せて賦課徴収することとする(第38条第3項追加関係)。

ウ 個人の市民税の納税通知書

個人の市民税の納税通知書に記載すべき納付額は、個人の市県民税と森林環境税との合算額とすることとする(第41条改正関係)。

エ 給与所得に係る個人の市民税の特別徴収

個人の市民税を特別徴収の方法により徴収する場合における給与所得に係る所得割額及び均等割額に、森林環境税額を含む旨を規定する(第44条第1項改正関係)。

オ 給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ

給与所得に係る特別徴収税額が、納税者から徴収すべき税額を超える場合に、当該納税者に市民税や森林環境税に係る未納の徴収金がある場合は、市町村徴収金関係過誤納金として、納付し、又は納入することを委託したものとみなし、未納の徴収金に充当することとする(第47条第2項改正関係)。

カ 公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収

公的年金等に係る所得について、上記エと同様の措置を講ずる(第47条の2第1項改正関係)。

キ 年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ

年金所得について、上記オと同様の措置を講ずる(第47条の6第2項改正関係)。

(2) 給与所得者の扶養親族等申告書の簡素化

給与所得者が提出すべき扶養親族等申告書の記載事項が前年に提出した申告書の記載事項と異動がない場合は、必要事項の記載に代えて、異動がない旨を記載した申告書を提出することができるることとする(第36条の3の2第2項追加関係)。

軽自動車税関係

(3) 環境性能割及び種別割の賦課徴収の特例

自動車メーカーによる燃費・排ガス試験の不正に係る税制上の再発抑止策として、不正により生じた納付不足額に係る納税義務を当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について、納付不足額を徴収する際に加算する割合を10%から35%に引き上げる(附則第15条の2第4項及び第16条の2第3項改正関係)。

(4) 施行期日

① 上記(1)及び(3) 令和6年1月1日

② 上記(2) 令和7年1月1日

(担当課:税務課)

議案第 113 号

佐伯市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び佐伯市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(議案書 14 ページ)

「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、「こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」により「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（以下「基準省令」という。）」が、「こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令」により「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（以下「基準府令」という。）」がそれぞれ改正されたことに伴い、規定の整理をしようとするものである。

<主な改正の内容>

(1) 法律等の改正に伴う引用条項等の整理

ア 佐伯市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第 1 条による改正）

基準省令において引用している「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の一部改正により、保育所保育指針の制定権限が、「厚生労働大臣」から「内閣総理大臣」に移管されたことに伴い、当該規定を引用している規定を移管後の主務大臣に改める（第 1 条による改正の第 25 条改正関係）。

イ 佐伯市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第 2 条による改正）

(ア) 基準府令において引用している「子ども・子育て支援法」の一部改正により、同法に「条項ずれ」が生じたことに伴い、当該条項を引用している規定を改正後の条項に改める（第 2 条による改正の第 6 条第 2 項及び第 3 項、第 7 条第 2 項、第 8 条、第 13 条第 4 項第 3 号、第 20 条第 4 号、第 35 条、第 36 条、第 37 条第 2 項、第 39 条第 2 項、第 51 条並びに第 52 条改正関係）。

(イ) 上記アと同様、基準府令において引用している「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の一部改正により、保育所保育指針の制定権限が、「厚生労働大臣」から「内閣総理大臣」に移管されたことに伴い、当該規定を引用している規定を移管後の主務大臣に改める（第 2 条による改正の第 15 条第 1 項第 4 号及び第 44 条改正関係）。

(2) 施行期日

公布の日

(担当課：こども福祉課)

議案第 114 号

佐伯市立小学校の設置に関する条例の一部改正について

(議案書 16 ページ)

青山小学校 P T A から学校統合の要望を受け、青山小学校の児童数の現状や P T A からの要望等を考慮し、令和 6 年度から青山小学校を下堅田小学校に統合するため、

令和5年度末をもって青山小学校を廃止し、あわせて、関係する条例を改正しようとするものである。

なお、この議案は、「佐伯市議会の議決に付すべき特に重要な公の施設の廃止に関する条例」第2条の規定により、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。

<改正の内容>

(1) **佐伯市立小学校の設置に関する条例の一部改正（本則による改正）**

廃止する青山小学校の名称及び位置を削除する（別表改正関係）。

(2) **佐伯市学校給食センター条例の一部改正（附則による改正）**

上記（1）の改正に伴い、学校給食センターの対象校から廃止する青山小学校を削除する（附則第2項による改正の別表改正関係）。

(3) **佐伯市立学校施設の開放に関する条例の一部改正（附則による改正）**

上記（1）の改正に伴い、学校施設の利用に係る使用料の規定から廃止する青山小学校を削除する（附則第3項による改正の別表改正関係）。

(4) **施行期日**

令和6年4月1日

(担当課：教育総務課)

議案第115号

佐伯市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正について

(議案書17ページ)

「佐伯市立幼稚園及び保育所のあり方についての実施計画書」に基づき、令和5年度末をもって閉園となる基準に該当する佐伯東幼稚園、八幡幼稚園、木立幼稚園、松浦幼稚園及びよのうづ幼稚園を同年度末をもって廃止し、あわせて、関係する条例を改正しようとするものである。

なお、この議案は、「佐伯市議会の議決に付すべき特に重要な公の施設の廃止に関する条例」第2条の規定により、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。

<改正の内容>

(1) **佐伯市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正（本則による改正）**

廃止する佐伯東幼稚園、八幡幼稚園、木立幼稚園、松浦幼稚園及びよのうづ幼稚園の名称及び位置を削除する（別表改正関係）。

(2) **佐伯市学校給食センター条例の一部改正（附則による改正）**

上記（1）の改正に伴い、学校給食センターの対象校から廃止する佐伯東幼稚園、八幡幼稚園、木立幼稚園、松浦幼稚園及びよのうづ幼稚園を削除する（附則第2項による改正の別表改正関係）。

(3) **施行期日**

令和6年4月1日

(担当課：学校教育課)

諮詢

諮詢第2号

人権擁護委員候補者の推薦について（候補者佐藤公武）

（議案書18ページ）

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないこととされている。

本市の人権擁護委員のうち佐藤公武（さとう きみたけ）委員の任期が令和5年12月31日で満了するため、同委員を再度推薦しようとするものである。

（担当課：福祉保健企画課）

諮詢第3号

人権擁護委員候補者の推薦について（候補者中山淳）

（議案書20ページ）

諮詢第2号と同様の諮詢である。

本市の人権擁護委員のうち高野健一（たかの けんいち）委員の任期が令和5年12月31日で満了するため、新たに中山淳（なかやま じゅん）氏を推薦しようとするものである。

（担当課：福祉保健企画課）

諮詢第4号

人権擁護委員候補者の推薦について（候補者小松久留美）

（議案書22ページ）

諮詢第2号と同様の諮詢である。

本市の人権擁護委員のうち戸高美貴子（とだか みきこ）委員の任期が令和5年12月31日で満了するため、新たに小松久留美（こまつ くるみ）氏を推薦しようとするものである。

（担当課：福祉保健企画課）

専決処分の報告

報告第 26 号

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

(議案書 24 ページ)

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第 179 条第 1 項本文の規定により、令和 5 年 6 月 8 日付けで専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものである。

(1) 事 件 名：佐伯市蒲江大字畠野浦 2524 番地 8 の佐伯市畠野浦地区公民館駐車場で発生した車両損傷事故に係る損害賠償事件

(2) 相 手 方：

(3) 事件の概要：令和 4 年 9 月 18 日、佐伯市蒲江大字畠野浦 2524 番地 8 の佐伯市畠野浦地区公民館駐車場において、当該公民館屋根の一部の部材が強風により飛ばされ、当該駐車場に駐車中の相手方が所有する自動車に接触し、当該自動車の右側リアランプ周辺を損傷した。

(4) 和 解 内 容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

(5) 賠 償 金 額：141,000 円（保険適用範囲内）

上記金額の内訳　車両修理費 141,000 円

(担当課：社会教育課)

報告第 27 号

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

(議案書 25 ページ)

報告第 26 号と同様の報告である。

令和 5 年 6 月 9 日付けで専決処分したので、議会に報告し、その承認を求めるものである。

(1) 事 件 名：佐伯市蒲江大字畠野浦 2527 番地で発生した車両損傷事故に係る損害賠償事件

(2) 相 手 方：

(3) 事件の概要：令和 4 年 9 月 18 日、佐伯市蒲江大字畠野浦 □ 番地の相手方の自宅敷地内において、佐伯市畠野浦地区公民館屋根の一部の部材が強風により飛ばされ、当該相手方が所有する自動車に接触し、当該自動車のリアガラスを破損した。

(4) 和 解 内 容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

(5) 賠 償 金 額：109,120 円（保険適用範囲内）

上記金額の内訳　車両修理費 109,120 円

(担当課：社会教育課)

報告第 28 号

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

(議案書 26 ページ)

報告第 26 号と同様の報告である。

令和 5 年 7 月 7 日付けで専決処分したので、議会に報告し、その承認を求めるものである。

(1) 事 件 名 : 佐伯市蒲江大字畠野浦 2524 番地 8 の佐伯市畠野浦地区公民館駐車場で発生した車両損傷事故に係る損害賠償事件

(2) 相 手 方 :

(3) 事件の概要 : 令和 4 年 9 月 18 日、佐伯市蒲江大字畠野浦 2524 番地 8 の佐伯市畠野浦地区公民館駐車場において、当該公民館屋根の一部の部材が強風により飛ばされ、当該駐車場に駐車中の相手方が所有する活魚運搬車に接触し、当該車両のキャビン及び水槽の左側面並びに左側サイドバンパーを損傷した。

(4) 和 解 内 容 : 佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

(5) 賠 償 金 額 : 1,520,200 円 (保険適用範囲内)

上記金額の内訳 車両修理費 1,520,200 円

(担当課 : 社会教育課)

報告事項

第 10 号報告

株式会社まちづくり佐伯の経営状況について (議案書 28 ページ)

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、「株式会社まちづくり佐伯」の経営状況について説明する書類を提出するものである。

(担当課：地域振興課)

第 11 号報告

有限会社きらりの経営状況について (議案書 29 ページ)

第 10 号報告と同様に、「有限会社きらり」の経営状況について説明する書類を提出するものである。

(担当課：農政課)

第 12 号報告

公益財団法人さいき農林公社の経営状況について (議案書 30 ページ)

第 10 号報告と同様に、「公益財団法人さいき農林公社」の経営状況について説明する書類を提出するものである。

(担当課：農政課)